

令和4年度第1回千葉県個人情報保護審議会全体会議録

- 1 日 時 令和4年6月28日(火)
午前10時00分から午前11時55分まで
- 2 場 所 Web会議
(千葉県庁中庁舎1階 審査情報課委員会室)

3 出席者の氏名

(1) 審議会委員

石井徹哉委員、川口由起子委員、川瀬貴之委員、桐ヶ谷敬三委員、
谷麻衣子委員、永嶋久美子委員、中曽根玲子委員(議長) (50音順)

(2) 事務局 田中審査情報課長、ほか課員6名

4 議事の概要

会議録署名人として、桐ヶ谷委員が指名された。

議題 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の在り方について

議長： それでは、「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の在り方」についての議事に入ります。これは、個人情報保護法が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度も含め、全国的な共通ルールが保護法に一元化されることに伴い、知事から本審議会に制度の在り方について諮問を受けたことにより、保護法の施行に関し必要な事項を定める条例等の検討事項について審議するものです。

まず、審議の進め方について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局： まず、事務局から諮問概要を説明し、その後、諮問書記載の検討事項を各項目ごとに審議していただき、最後に意見に沿って答申をとりまとめていただくという流れを考えている。

議長： ただいまの説明のあった審議の進め方について特にご意見がなければ、事務局から説明をお願いしたい。

各委員： (発言なし)

議長： では、ご意見がないようですので、事務局から説明をお願いしたい。

事務局： (諮問概要を説明)

議長： ただいまの説明についてご質問があればお願いしたい。

各委員： (発言なし)

議長： では、ご質問がないようですので、各事項について、具体的に検討を行いたいと思う。

検討事項（１） 条例要配慮個人情報

議長：最初に条例要配慮個人情報について説明をお願いしたい。

事務局：（資料に基づき説明）

議長：ただいまの説明に関し、ご質問があればお願いしたい。

確認だが、千葉県に条例要配慮個人情報に該当する情報はないということか。

事務局：条例に要配慮個人情報はあがるが、法の規定と同一のものとなっている。

川瀬委員：千葉県において、とりわけ配慮すべきものはないということか。

事務局：検討したが、特別千葉県に限って要配慮個人情報とするものは挙げられなかった。

議長：他にご質問があればお願いしたい。

各委員：（発言なし）

議長：では、ご質問がないようですので、説明内容等を踏まえ、審議会としての考えを決定したいと思う。各委員のご意見ををお願いしたい。

永嶋委員：収集制限の規定は設けられなくなるということを踏まえれば、千葉県において独自の要配慮個人情報を規定する必要性は低いと思う。

桐ヶ谷委員：千葉県において特段の要配慮個人情報を規定する事情はうかがえないということなので法規制と同一でよろしいと思う。

議長：反対のご意見はありますか。

各委員：（発言なし）

議長：それでは、審議会としては、条例要配慮個人情報を規定する必要はないという判断で一致したということよろしいか。

各委員：（了承）

議長：反対はないようなので、条例要配慮個人情報を規定する必要はないということを審議会の意見としたい。

検討事項（２） 個人情報ファイル簿

議長：つぎに、個人情報ファイル簿について説明をお願いしたい。

事務局：（資料に基づき説明）

議長：ただいまの説明に関し、ご質問があればお願いしたい。

石井委員：法で規制される個人情報ファイル簿には行政機関等匿名加工情報に関する記載をする欄があるが、条例の個人情報ファイル簿を用いる場合それらはどのようなになるのか。

事務局：行政機関等匿名加工情報が利用されるのは本人の数が1000人以上の個人情報ファイル簿に限られているので、条例で定める個人情報ファイル簿にはこれらの記載は必要がないと考えている。

議長：資料4にある個人情報ファイル簿が法による様式であり、次の頁にある

のが現在の登録簿で様式がだいぶ異なるが、条例による個人情報ファイル簿の様式は新規に定めるのか、またその際には行政機関等匿名加工情報の記載欄は作らないということか。

事務局：具体的な様式については行政機関等匿名加工情報の記載欄を含めて現在検討中である。

議長：本人の数が1000人以上か未満かで様式が変わるということで良いか。

事務局：人数によって様式を分けるということは、事務が煩雑になるので様式をそろえて、運用で使い分けると考えているが、まだ検討中である。

石井委員：個人情報ファイル簿には訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別な手続等の記載があるが、現在の登録簿にはない。条例による個人情報ファイル簿にもこれは加えるのか。

事務局：現在の登録簿に項目はないが、条例には訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別な手続等についての条文自体はある。登録簿に記載項目がないというだけであるので、ファイル簿に移行する際は記載項目を付けた状態が妥当ではないかと考えている。

議長：確認だが、公表の仕方については今まで通りか。

事務局：公表の方法についてはまだ具体的には決まっていないが、取りまとめの方法や県民への周知については、現行の登録簿の制度となるべく同じようにやっていきたいと考えている。

議長：他にご質問があればお願いしたい。

各委員：(発言なし)

議長：ご質問がないようですので、説明内容等を踏まえて、審議会としての考えを決定したい。各委員のご意見をお願いしたい。

川口委員：1000人以上は法で、未満は条例で規定していくということが良いと思う。

川瀬委員：いままでよりシンプルになり、ミスも減ると思われるので提案通りでよいと思う。

議長：他にご意見はありますか。

各委員：(発言なし)

議長：それでは、審議会としては、個人情報の本人の数が1000人以上の場合には個人情報ファイル簿を作成、公表することとし、未満の場合は個人情報ファイル簿と同様の帳簿を作成、公表することと規定する。両者は一体性を待たせて作成、公表するという配慮もお願いしたい。現在の登録簿の制度は廃止する。以上の判断で一致したということによろしいか。

各委員：(了承)

検討事項（3）開示・不開示情報

議長：続いて、開示・不開示情報について説明をお願いしたい。

事務局：(資料に基づき説明)

議長：ただいまの説明に関し、ご質問があればお願いしたい。

各委員：(発言なし)

議長：確認だが、公務員等の氏名についてはこれまでと同様に定め、それ以外
は条例上特段に定める必要はないということである。その意味では大きく
後退したということではないという理解でよいか。

事務局：そうである、法令秘情報については、現在の条例と同様であり後退とい
うことではない。

議長：法令秘情報はそれぞれの法の目的の趣旨を踏まえて個人情報保護の観点
から開示・不開示を考えてもらいたいということか。

事務局：そうである、単純に法令秘情報ということをもって不開示とするのでは
なく、各号の不開示情報に該当するかを判断するということである。

議長：他にご質問があればお願いしたい。

各委員：(発言なし)

議長：では、ご質問がないようですので、説明内容等を踏まえまして、審議会
としての考えを決定したいと思います。各委員のご意見をお願いしたい。

石井委員：公務員の氏名等は現行条例通りなのでよい、法令秘についても個別の開
示請求の段階で都度判断をするということなので、特段、規定が無いとい
うことも理解できた。食糧費も開示情報としてはいらぬのではないかと
思う。

谷委員：公務員の氏名等については現行を維持して開示でよい、食糧費の支出に
ついても趣旨からして情報公開で対応してゆけばよく、個人情報の話では
ないと思う。法令秘情報についても規定なしでよいと思う。

議長：他にご意見はありますか。

各委員：(発言なし)

議長：それでは、審議会としては、公務員等の氏名（警察職員であって規則で
定めるものの氏名を除く。）を開示情報として条例で規定すべきである。
食糧費の支出を伴う懇談会等の出席者の氏名等は情報公開条例で定めて
いるので、改めて施行条例で規定する必要はない。不開示情報として特段
法令秘情報を規定する必要はない。以上の判断で一致したということによ
ろしいか。

各委員：(了承)

検討事項（４）開示に係る手数料

議長：次に、開示に係る手数料について説明をお願いしたい。

事務局：(資料に基づき説明)

議長：ただいまの説明に関し、ご質問があればお願いしたい。

石井委員：確認になるが、開示請求に関する手数料は徴収しない、ただし開示に際

し生じた費用は実費の範囲で徴収するということか。

事務局：その通りである。

永嶋委員：手数料を有料化すべきだという意見は県民や県の各部署からは出ていないか。

事務局：県庁内で確認したところ、一部の機関からは手数料を徴収すべきとの意見があった。

永嶋委員：理由としては、開示に係る手間の煩雑さがあり、それを応分に負担すべきという趣旨か。

事務局：大量の開示請求があった場合、閲覧等で済まされてしまうと、実費等も発生せず、完全に無料で行うことができってしまう。そういった開示請求の趣旨から外れた請求を抑制する目的も含めて有料化したいようだ。

議長：国の手数料は300円だが、高いとは言えないのではないか。

石井委員：情報公開の場合は政治参加という観点から自由に必要な情報を入手できるようにするため手数料を徴収しないということも理解できるが、個人情報の場合は当該個人に係るものなので、その個人の受益者が負担しないということは、県民税で処理しようという発想になる。その点に関する理解は如何か。

事務局：従来、千葉県では個人の関心や不安感に適切に対応するために設けられた権利であるという価値判断から、手数料を徴収することは適当ではないとされている。その価値判断の違いではないかと考えている。

桐ヶ谷委員：一部に大量請求等の権利濫用があるが、ほとんどは数枚程度というのならば、敢えて手数料を課すという実態ではない。

川瀬委員：価値観は多様であるとは思いますが、特段変更する理由はないのではないかと感じている。

議長：無料のところを有料化するにはそれなりの理由が必要になるだろう。他にご意見はありますか。

各委員：(発言なし)

議長：それでは、審議会としては、開示手数料の有料化については現行の無料を維持し、必要があれば有料化について検討する。以上の判断で一致したということよろしいか。

各委員：(了承)

議長：では、手数料は徴収せず、実費については従前どおりとすることとする。

検討事項（５）開示の手続き

議長：開示の手続きについて説明をお願いしたい。

事務局：(資料に基づき説明)

議長：ただいまの説明に関し、ご質問があればお願いしたい。

各委員：(発言なし)

議長：確認だが、法が訂正請求に期限を定めている理由はなにか。

事務局：把握していないが、権利の上に眠るものは保護せずということと、請求期限を設けなければ、行政側はいつまでも準備をしておかなければならないという理由ではないかと考えている。

議長：千葉県で90日以上経ってからの訂正請求の事例はあったのか。

事務局：訂正請求の事例そのものが少なく、そのような事例は把握していない。

議長：長期保存される文書は、どの程度の期間なのか。

事務局：30年保存が最長と思われる。

議長：部分開示又は不開示の決定をした理由が消滅する期日の記載義務についてだが、例示以外に具体例はないのか。

事務局：他に具体例は無かった。

議長：決定通知書に決定をした理由が消滅する期日の記載欄があるのか。

事務局：あります。

議長：他にご質問があればお願いしたい。

石井委員：開示決定期限についてだが、審議会に挙がってくる案件を見る限りは、延長決定をした場合であっても、決定内容が不十分なものがあり、十分な検討がされたのか疑問を抱くものも多く見受けられる。15日以内とした場合に適正な判断がされるかが気になっている。その点について調査等を行ったのか。

事務局：調査等は行っていない。

石井委員：15日以内というと実質10日位で判断しなければならず、かなりタイトかと思っている。きちんと判断できる、余裕を持った期間設定を考えてよいのではないか。

議長：拙速であってはならないということだと思う。実施機関からは15日以内は厳しいというような意見は聞いているか。

事務局：一部の大量請求を受けているような部署からは、そのような声を聞くが、そのための延長制度及び特例延長制度だと考えている。あらかじめ大量請求等は開示請求段階で分かるので延長の判断が可能なものが多い、それ以外のものは概ね15日以内で決定できている。延長決定もそれほど多く見受けられない。

石井委員：通常勤務時間の範囲で作業して適正にできているのかの検証はいるのではないか。開示決定や延長決定をするにしても、きちんと判断するにはもう少し余裕があったほうが良いのではないか。

永嶋委員：特例延長制度はどのくらい使われているのか。

事務局：稀であり、ほぼ使われる例はないと思われる。

永嶋委員：特例延長制度も相当の部分を先に開示決定しなければならず使いづらいのではないか。現場と事務方で協議して方針を立てるのにも時間がかかり、方針が決まらないまま期限を迎え、拙速な決定になってしまうことも実態

としてはあると思う。開示し過ぎだけでなく、開示しなさ過ぎも見受けられるので、それは県民のためにはならない。そういう意味では開示決定期限をもう少し長くしてもいいのではと思う。

議 長：過去の案件でも、特例延長を使うべきだったという事例を見かけたことがあった。特例延長は難しいのか。

永嶋委員：特例延長の前に方針が決められないのではないかと、一部でも開示してしまうと、それにつられて連鎖して開示しなければならなくなってしまう。そうしたことから、先に相当の部分の開示決定をすること自体が難しいから特例延長が使えないのではないかと。

議 長：大量請求の事例は少ないのかもしれないが、開示請求に対応するのは1人かもしれないし、少し前の事案であれば前任者に聴かなければならないかもしれない。そうこうしているうちに時間が経ってしまうことも考えられる。

谷 委 員：現在の期間は短いのではないかと感じている。開示箇所が部署によりバラバラな事例も見受けられる。時間ができれば部署間の同一性が保たれるのではないかとと思われるので、今回を機に国と同一にしてもよいと思う。

川口委員：開示判断の決定での難しさは、その文書量が多い少ないだけでは言いきれないのではないかと実感している。延長決定を量で判断するのではなく、もともとの期限を延ばしておいた方が運用も改善するのではないかとと思われるので、法に合わせるのが良いのではないかと考えている。

川瀬委員：15日以内を維持する理由として、不利益変更になることとしていたが、現状を維持して、不適切な開示決定をするのであれば元も子もない。そういう意味では30日以内に伸ばすことは必ずしも不利益変更にはならず、県民の利益に資するという理由も成り立つのではないと思う。

議 長：不適切な開示決定をして審査請求に移行し、さらに時間がかかることも考えられる。そういう意味では不利益変更には当たらないといえるかもしれない。

桐ヶ谷委員：15日以内で十分という実態があれば敢えて変更の必要はないと考えていたが、いろいろな意見を聞いていると、ある程度余裕をもって判断するということも、あって然るべきと思う。敢えて千葉県が短期間でいいという理由があるわけではないので、この際、法の基準に基づく内容で良いのではないかと。

議 長：確認だが、現状では15日ギリギリで決定をしていることが多いのか。

事 務 局：それについては、承知していない。

議 長：30日以内に延長したら、期限いっぱい決定すればよいという認識になるのか。期限前で決定できればするのか。

事 務 局：関連する情報として、千葉県の情報公開条例は30日以内であったが、

全国の状況を見るとほとんどが15日以内になっており、情報公開という特性上、迅速な対応が必要ということで、令和元年度に15日以内に条例改正した。情報公開条例では15日以内がほぼ全部という状況である。

個人情報従前から15日以内であり、情報公開に比べれば件数は少なく、特例延長も数パーセントに過ぎない。また情報公開法も30日以内だが、条例上は15日以内をしているというのが全国の動向である。現在の条例で15日以内の運用しているものを、法律にあわせて30日以内とするのは近県の状況を見ても少ないと思われる。15日以内の運用を維持するというのは考え方としてはあるだろう。

現行制度の中で運用改善を行うことで適正さを目指していけるというのであれば、現行制度維持ということもあるのではないかと思われる。

石井委員：情報公開と個人情報の開示は全く違う制度であり、請求される行政文書の性質、記載内容は相当違うものである。個人情報で請求される行政文書には他の人の個人情報が載っていることが多い。このことを考えると期限内に判断すればよいで済ましてはよくないのではないか。

議長：個人情報の開示の判断は難しいと感じていて、審議会でも悩むことがある。実施機関でも難しい判断を迫られて決定が拙速になったり、一貫性がなくなることも考えられる。現状維持とすれば制度の後退はしないが、審議会としては、決定期限については更に検討が必要という意見が多数となった。事務局は、どのように対応されるか。

事務局：各委員の様々なご意見をいただいた。他県の状況などの調査等をする時間をいただきたい。

議長：保留ということか。

事務局：そうである。

議長：それでは、開示決定期限については保留ということでよろしいか。

各委員：(了承)

議長：訂正請求・利用停止請求の請求期限と部分開示又は不開示の決定をした理由が消滅する期日の記載義務の2点についてのご意見はあるか。

各委員：(発言なし)

議長：特に、ご意見がないようなら、審議会としては、訂正請求・利用停止請求の請求期限は定めない。部分開示又は不開示の決定をした理由が消滅する期日の記載義務は定めるという形で現行の条例を引き継ぐこととする。以上の判断で一致したということよろしいか。

各委員：(了承)

検討事項(6) 地方公共団体に置く審議会等への諮問

議長：地方公共団体に置く審議会等への諮問について説明をお願いしたい。

事務局：(資料に基づき説明)

議長：ただいまの説明に関し、ご質問があればお願いしたい。

各委員：(発言なし)

議長：例示された3項目、すなわち①本件条例等の規定を改正し、又は廃止しようとする場合、②実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合及び③実施機関が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で十分か。

事務局：過去の実績を見る限り、今後、法で許容されなくなる目的外利用・提供及びオンライン結合の判断以外にはないので、例示された3項目で十分と思われる。

議長：この3つで今後、何かあったときにも対応可能か。

事務局：個別の事案は個人情報保護委員会に解釈を委ねることになると思うので、それを除いた類型的なものとしてはこれで十分ではないかと思う。

議長：「その他特に必要のある場合」というような項目も必要ないのか。

事務局：必要ないと思われる。

永嶋委員：現在の「審議会の意見を聴いた上で」というのはどの項目に当てはまるのか。

事務局：現状の「審議会の意見を聴いた上で」というのは個別事案になるので、それらは今後、法で許容されないことになる。

議長：それでは、個別の事案は従来通りか。

事務局：個別の案件を審議会に諮り、例外を作るということ自体が許容されていないので、法の解釈で迷うようであれば個人情報保護委員会に聴くことになる。

議長：他にご質問があればお願いしたい。

各委員：(発言なし)

議長：では、ご質問がないようですので、説明内容等を踏まえ、審議会としての考えを決定したいと思います。各委員のご意見をお願いしたい。

永嶋委員：今までの運用はなくなるということか。

事務局：そうなると思われる。今まで類型として積み上げたものが、法で許容されている場合に当たるかを検討することになる。

永嶋委員：類型を使わず個別に法で判断していくということか。

事務局：審議会に意見を聴くことは許容されないので、担当課が判断することになる

石井委員：この3点だけで良いと思う。

議長：他にご意見はありますか。

各委員：(発言なし)

議長：特に、ご意見がないようなら、審議会としては、「特に必要があると認めるとき」は、千葉県個人情報保護審議会に諮問することができる旨規定し、

「特に必要があると認めるとき」に該当する事項として、①本件条例等の規定を改正し、又は廃止しようとする場合、②実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合及び③実施機関が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合を規定するという結論を導きたいが、よろしいか。

各委員：(了承)

議長：では、本日の全体会の審議は以上とする。次回は7月14日(木)10:00からオンラインによる開催とする。